

瀬戸市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月24日

瀬戸市教育委員会

教育長 横山 彰

瀬戸市教育委員会規則第1号

瀬戸市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

瀬戸市教育委員会事務局組織規則（平成17年瀬戸市教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(教育政策課) 第5条 <省略> 2 <省略> 3 施設係においては、おおむね次の事務を分掌する。 (1)から(5)まで <省略> <u>(6) 学校用務員に関すること。</u>	(教育政策課) 第5条 <省略> 2 <省略> 3 施設係においては、おおむね次の事務を分掌する。 (1)から(5)まで <省略>
(学校教育課) 第6条 <省略> 2 指導係においては、おおむね次の事務を分掌する。 (1)から(4)まで <省略> <u>(5) 小中一貫教育の推進に関すること。</u> (6) <省略> (7) <省略> (8) <省略>	(学校教育課) 第6条 <省略> 2 指導係においては、おおむね次の事務を分掌する。 (1)から(4)まで <省略> (5) <省略> (6) <省略> (7) <省略>

<p>(9) <省略></p> <p>(10) <省略></p> <p>(11) <省略></p> <p>(12) <省略></p> <p>(13) <u>地域と学校の協働に関すること。</u></p> <p>3 学事係においては、おおむね次の事務を分掌する。</p> <p>(1)から(3)まで <省略></p> <p>(4) <省略></p> <p>(5) <省略></p> <p>(6) <省略></p> <p>(7) <省略></p> <p>(8) <省略></p> <p>(9) <省略></p> <p>(10) <省略></p> <p>(11) <省略></p> <p>4 <省略></p>	<p>(8) <省略></p> <p>(9) <省略></p> <p>(10) <省略></p> <p>(11) <省略></p> <p>3 学事係においては、おおむね次の事務を分掌する。</p> <p>(1)から(3)まで <省略></p> <p>(4) <u>学校用務員に関すること。</u></p> <p>(5) <省略></p> <p>(6) <省略></p> <p>(7) <省略></p> <p>(8) <省略></p> <p>(9) <省略></p> <p>(10) <省略></p> <p>(11) <省略></p> <p>(12) <省略></p> <p>4 <省略></p>
---	---

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。